040510.121	－この号の1の［2］及び2の［2］並びに第0405.90号の2の［2］に掲げるミルクから得たバター又はその他の油脂について、581トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	Xq1				
040510.129	－その他のもの	X	S			
	2　その他のもの					
040510.210	［1］　独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの	Xq1				
	［2］　その他のもの					
040510.221	－共通の限度数量以内のもの	Xq1				
040510.229	－その他のもの	X	S			
0405.20	デイリースプレッド					